

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年7月16日（令和2年（行情）諮問第371号）

答申日：令和3年6月24日（令和3年度（行情）答申第92号）

事件名：特定の事故についての災害調査復命書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「厚労省のホームページの「化学物質による災害発生事例」で、「その他の化学物質による中毒等」の中で、発生年月が8月とあるトンネル工事でイソシアネートによる死者1人」についての報告書その他すべて」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和2年4月9日付け31北労行開第34号により北海道労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書

北海道労働局から開示された書類計58枚のほとんどが黒塗りで、厚生労働省ホームページ（写しを添付）で紹介済みの簡単な内容さえも不開示となっている。開示実施文書1頁目の災害調査復命書の「発生年月日」も「発生状況、原因等の概況」も黒塗りで、法の趣旨に反している。被災者や法人の個人情報が開示であることは受け入れられるが、これとは無関係の事故の概要や原因は明らかにしてもらいたい。

（添付）厚生労働省ウェブサイト「化学物質による災害発生事例について」の抜粋（略）

##### （2）意見書

ア 私は、有毒化学物質イソシアネートによる健康影響・被害について調査研究している元新聞記者で、医療事故や各種事故の取材経験があり、大学・大学院で化学工学を専攻し、科学的知識を有している。

今回のトンネル労災事故と同種の事故が過去にも各地で起きていることから、詳しい事故状況と原因を明らかにしたいと考えている。

イ 諮問庁が理由説明書において不開示を主張する項目のうち、特に開示を求める項目（法5条1号該当性関係）に絞り、以下、理由を説明する。

ウ 文書1⑧の「発生年月日時」、⑩の「派生状況、原因等の概況」及び⑫の「災害発生の原因」を新たに開示するとしたことについて、特に異論はない。

しかし、文書1⑨の「被災状況」（1頁）及び⑫の「災害発生状況の詳細」（2頁ないし6頁）については、個人名の不開示に異論はないが、その他の部分については全面開示を求める。理由は、新たに開示される文書1⑩の「発生状況、原因の概況」は、わずか数行程度の大雑把なものであるが、文書1⑫の「災害発生状況の詳細」は計5頁であり、事故の詳細を知るため、開示を求める。個人名を除く「被災状況」の開示も求める。

エ 文書3⑧の「発生年月日時」及び⑩の「発生状況、原因等の概況」を新たに開示するとしたことについて、異論はない。

しかし、文書3⑫の「災害発生状況の詳細」は、2頁ないし11頁の計10頁ある。文書1⑫は、同じ題名でも計5頁あり、内容が異なることは明らかである。このため、この部分についても、個人名を除いて全面開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による訂正部分は、下記3（3）アないしオにおける不開示情報該当箇所の一部変更及び同（4）における新たに開示する部分の誤記訂正であり、下線部で示している。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和2年2月10日付け（同月14日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件対象文書の開示請求を行った。
- （2）これに対し処分庁が一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和2年4月20日付け（同月22日受付）で本件審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件対象文書については、原処分における不開示部分のうち一部を新たに開示することとし、その余の部分については、不開示とすることが妥当であると考えらる。

#### 3 理由

- （1）本件対象文書について

本件対象文書は、特定年8月に発生した災害についての災害調査復命書及びその添付文書であり、具体的には、別表に掲げる文書1ないし文書5の各文書である。

(2) 災害調査復命書について

災害調査復命書（添付文書としての災害調査復命書を含む。以下同じ。）とは、事業場において災害が発生した際、庁外活動を伴う調査業務を実施した際に作成するものである。

(3) 不開示情報該当性について（別表の2欄に掲げる部分）

ア 法5条1号該当性について

文書1 ④、⑨ないし⑬、⑰、⑳、㉓及び㉔、文書2 ③、⑩及び⑪、文書3 ④、⑨ないし⑫並びに文書5 ①ないし④には、本件に係る関係者の氏名等、特定の個人を識別する情報が記録されている。当該部分は、法5条1号本文前段に該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イ該当性について

文書1 ①ないし③、⑤ないし⑧、⑫、⑰ないし㉒及び㉕、文書2 ①、②及び④ないし⑨、文書3 ①ないし③、⑤ないし⑧及び⑫、文書4 ①ないし③並びに文書5 ①及び④には、特定事業場に関する情報が記録されている。これを公にすると、本件に係る当該事業場のノウハウを公にすることになり、その結果、同業他社との間でその競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。このため、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条2号ロ該当性について

文書1 ㉕、文書2の⑩及び⑪、文書4 ①ないし③並びに文書5 ①ないし④には、行政機関が行政指導により非公開を前提とし、又は指導以外の目的で使用しないとの条件で提出を求めた情報が記録されている。このため、当該部分は、法5条2号ロに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条6号柱書き該当性について

文書1 ⑫及び㉕、文書3 ⑫並びに文書4 ①ないし③には、当該事業者への立入調査の経緯など、労働基準行政機関が行う事務に関する情報が記録されている。これを公にすると、当該事務の性質上、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。このため、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条6号イ該当性について

文書1 ⑬ないし㉒、文書2 ①、②及び④ないし⑨並びに文書3 ⑬ないし⑰には、当該事業者への具体的な指導内容等が記載されている。これを公にすると、労働基準監督機関の法令違反等に伴う措置基準が

明らかとなり、検査等の性格を持つ監督指導に係る事務に関し、違法な行為の発見を困難にするおそれがある。このため、当該部分は、法5条6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

#### (4) 新たに開示する部分について

文書1⑧、⑩及び⑬並びに文書3⑧及び⑩の一部は、既に厚生労働省ホームページにおいて公表されている情報であり、法5条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

#### 4 審査請求人の主張に対する反論について

審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、原処分を誤りであるとし、その理由として「厚生労働省ホームページにおいて公開されている情報が不開示となっており、法の趣旨に反している」などと主張している。しかし、諮問に当たり新たに開示する部分を除いて、原処分における不開示部分は、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当し、不開示とすることが妥当である。

また、審査請求人は、「被災者や法人の個人情報が開示であることは受け入れられるが、これとは無関係の事故の概要や原因は明らかにしてもらいたい」と述べるが、事故の概要及び原因は文書1⑩に記載されており、法の趣旨に反しているとの事実は認められず、審査請求人の主張は認められない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち上記3（4）に掲げる部分を新たに開示することとし、その余の部分については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和2年7月16日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月4日 審議
- ④ 同月24日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和3年3月30日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年4月27日 諮問庁から補充理由説明書を収受
- ⑦ 同年6月17日 審議

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書の一部について、法5条1号、2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、審査請求人は、意見書（上記第2の2（2））において、文書1⑨の「被災状況」（通番9）及び⑫の「災害発生状況の詳細」（通番12）並びに文書3⑫の「災害発生状況の詳細」（通番48）における個人名については不開示情報該当性を争っていないと解されるので、これらについては判断しない。

## 2 不開示情報該当性について

### （1）開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

#### ア 通番10

当該部分は、災害調査復命書の「発生状況、原因等の概況」欄の記載の一部である。当該部分は、同じ頁の被災者の氏名等情報と併せて見ると、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち当該部分は、原処分において開示されている情報から容易に推認できる内容であると認められることから、同号ただし書イに該当する。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

#### イ 通番12

当該部分は、災害調査復命書の「災害発生状況の詳細」の記載の一部である。当該部分は、本件開示請求文言及び本件開示請求書に添付された厚生労働省ウェブサイトの写し並びに原処分において開示されている情報と同様であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。

当該「災害発生状況の詳細」の記載の全体は、当該被災者の氏名を除いたとしても、他の情報と照合することにより当該被災者を識別することができることとなると認められることから、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、そのうち当該部分は、上記の理由から、同号ただし書イに該当する。

また、当該部分は、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのい

ずれにも該当せず，開示すべきである。

ウ 通番 1 3

当該部分は，災害調査復命書の「災害発生の原因，再発防止のため講ずべき対策等」の記載の一部である。当該部分は，本件開示請求文言及び本件開示請求書に添付された厚生労働省ウェブサイトの写し並びに原処分において開示されている情報と同様であるか，又はそれから推認できる内容であると認められる。

当該「災害発生の原因，再発防止のため講ずべき対策等」の記載の全体は，法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるが，そのうち当該部分は，上記の理由から，同号ただし書イに該当する。

また，当該部分は，これを公にしても，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法 5 条 1 号及び 6 号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

エ 通番 1 4 ないし通番 1 7 及び通番 5 0 ないし通番 5 3

当該部分は，災害調査復命書の「違反条項」，「措置」，「署長判決および意見」並びに「調査官の意見および参考事件」の各欄の記載の一部である。

当該部分のうち「署長判決および意見」欄の印影は，原処分において開示されており，署長判決の日付及び調査官の意見の内容は，原処分において開示されている情報から推認できる内容であると認められる。その余の部分のうち，署長判決の記載は事務的な内容にすぎず，その余は空欄であって，特定事業場について有意の記載があるとは認められない。

したがって，当該部分は，上記ウと同様の理由により，法 5 条 6 号イに該当せず，開示すべきである。

オ 通番 1 8

当該部分は，災害調査復命書の「災害発生の原因，再発防止のため講ずべき対策等」の記載の一部である。

当該部分には，特定労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は「監督署」という。）が本件労働災害における労働安全衛生関係法令違反の有無等について検討した内容と対策の方向性が記載されているが，法条項についての記載であるか，又は原処分において開示されている情報と同様若しくは推認できる内容であると認められる。

したがって，当該部分は，上記ウと同様の理由により，法 5 条 6 号

イに該当せず，開示すべきである。

カ 通番 19

当該部分は，是正勧告書（控）の記載の一部である。

当該部分のうち発出者である特定監督署担当官の職氏名は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。そのうち担当官の氏名は，公務員の職務の遂行に係る情報であることから，「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）により，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，公にするものとされているところ，これを公にしても特段の支障の生ずるおそれがあるとは認められないことから，同号ただし書イに該当する。その職名は，同号ただし書ハに該当する。

その余の部分は，是正勧告書（控）の様式部分及び空欄部分にすぎず，また，個人に関する情報が記載されているとは認められない。

このため，当該部分は，これを公にしても，特定事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず，労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法5条1号，2号イ及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

キ 通番 21，通番 22，通番 32 及び通番 34

当該部分は，安全衛生指導書の「項目」欄の全部及び「指導事項」欄の記載の一部並びに是正改善報告書の「安全衛生指導書指導票指導番号」欄の全部及び「改善内容」欄の記載の一部である。当該部分は，原処分において開示されている情報と同様であるか，又はそれから推認できる内容であると認められる。

したがって，当該部分は，上記カと同様の理由により，法5条2号イ及び6号イのいずれにも該当せず，開示すべきである。

ク 通番 35，通番 36，通番 58 及び通番 59

当該部分は，特定事業場の職員の健康相談記録票及び受診勧告書並びに被災労働者の死体検案書及び労働契約書の各標題部分である。

当該部分が記載されている各文書には，特定事業場の職員又は被災労働者の氏名が記載されている。当該部分は，これらの氏名と併せて見れば，それぞれ，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情も認められない。しかしながら，法6条2項による部分開示について検討すると，そのうち当

該部分は、理由説明書別表の記載と同じであり、これを公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

当該部分については、これを公にしないとの条件を付すことが、その情報の性質等に照らし合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び2号口のいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### ケ 通番48

当該部分は、災害調査復命書の「災害発生状況の詳細」の記載の一部である。当該部分は、本件開示請求文言及び本件開示請求書に添付された厚生労働省ウェブサイトの写し並びに原処分において開示されている情報と同様であるか、又はそれから推認できる内容であると認められる。

当該部分のうち被災者の被災時の状況に関する記載は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、上記の理由から、同号ただし書イに該当する。その余の部分は、同号に規定する個人に関する情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、また、上記イと同様の理由により、同条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

#### コ 通番49

当該部分は、災害調査復命書の別紙である「災害発生の原因、再発防止のため講ずべき対策等の詳細」の記載の一部である。

当該部分には、本件労働災害に関連する化学物質の有害性及び被災者の被災時の状況が記載されているが、原処分において開示されている情報と同様であるか、又は推認できる内容であると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法5条6号イに該当せず、開示すべきである。

#### サ 通番54ないし通番56

当該部分は、添付資料の現場位置図、事故状況平面図及び事故現場写真の標題等であるが、理由説明書別表の記載と同じ内容であるか、又はそれから推認できる内容である。

このため、当該部分は、これを公にしても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。また、これを公にしないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らし合理的であるとも認められない。



したがって、当該部分は、法5条2号イ及びロ並びに6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

シ 通番57

当該部分は、資料一覧に記載された資料名である。当該部分は、理由説明書別表の記載と同じ内容にすぎず、また、法5条1号に規定する個人に関する情報であるとは認められない。

当該部分は、これを公にしても、事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。また、これを公にしないとの条件を付すことが、当該情報の性質等に照らし合理的であるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号並びに2号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ス 通番60

当該部分は、作業員名簿の標題部分である。

当該部分が記載されている文書には、下請事業者等の職員の氏名等が記載されており、当該部分は、これらの氏名等と併せて見れば、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。しかしながら、法6条2項による部分開示について検討すると、そのうち当該部分については、理由説明書別表の記載と同じであり、これを公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、上記シと同様の理由により、同条2号イ及びロのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法5条1号該当性について

通番4, 通番9ないし通番11(通番9の個人の氏名を除く。), 通番23, 通番24, 通番28, 通番40及び通番45ないし通番47は、災害調査復命書, 安全衛生指導書及び是正改善報告書の記載の一部である。当該部分は、具体的には、(ア)「被災状況」欄及び「発生状況, 原因等の概況」欄に記載された本件労働災害の被災者の氏名(通番45に限る。), 年齢, 職種, 経験年数, 勤続年数, 障害の部位及び傷病名, 休業見込み日数及び死亡, 出稼・一般の別, 労働災害発生の状況等, (イ)「代表者職氏名」欄に記載された特定事業場の代表者の職氏名並びに(ウ)「面接者職氏名」欄及び「受領者職氏名」欄に記載された特定事業場等の職員の職氏名である。

当該部分は、通番9の氏名に加え、仮に通番45の本件労働災害の

被災者の氏名を除いたとしても、当該被災者並びに特定事業場の代表者及び面接者についての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項による部分開示について検討すると、上記（イ）及び（ウ）については、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。上記（ア）のうち個人の氏名（通番45に限る。）、年齢、職種、経験年数及び勤続年数については、個人を識別することができる部分であることから部分開示できず、その余の部分については、これを公にすると、関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ、遺族等個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

#### イ 法5条1号並びに2号イ及びロ該当性について

##### （ア）通番57

当該部分は、特定事業場が提出した資料一覧の記載の一部であり、下請事業者の名称及び当該事業者の職員名簿についての記載がある。

当該部分は、これを公にすると、特定の事業者が本件労災事故に関連していたことが明らかとなり、事故原因との関係を疑われるなどのおそれがある。

このため、当該部分は、これを公にすると、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号及び2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

##### （イ）通番60（下記（ウ）を除く。）

当該部分は、下請事業者の作業員名簿の記載の一部である。当該部分は、具体的には、（a）職員の氏名、職種と現場の責任資格、雇入年月日、経験年数、生年月日、年齢、現住所、家族連絡先、最近の健康診断日、血圧、血液型、特殊健康診断日とその種類、教育・資格・免許、入場年月日、受入教育年月日及び建退共手帳所有の有無並びに（b）元請事業者及び下請事業者の各代表者の氏名並びに元請確認欄に押印された個人の印影である。

当該部分は、名簿の各職員、各所長及び元請確認欄に押印した各

個人についての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

法6条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち上記(a)の氏名、職種、雇入年月日、経験年数、生年月日、年齢、現住所、家族連絡先及び血液型並びに(b)については、個人を識別することができる部分であることから、部分開示の余地はない。その余の部分については、これを公にすると、関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ、当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番60(④bに限る。)

当該部分は、下請事業者の作業員名簿に記載された元請事業者の名称及び下請事業者の名称及び印影である。

当該部分のうち下請事業者の名称は、これを公にすると、これら特定の事業者が本件労災事故に関連していたことが明らかとなり、また、その印影は、当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められる。

したがって、当該部分は、上記イ(ア)と同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条1号及び2号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条1号、2号イ及び6号柱書き該当性について

通番12及び通番48(個人の氏名を除く。)は、災害調査復命書の「災害発生状況の詳細」の記載の一部である。当該部分は、災害発生現場を管轄する監督署及び被災労働者の所属事業場を管轄する監督署が、複数の関係事業場等からの聴取等した調査結果に基づいて発生状況を具体的かつ詳細に記載した内容であると認められる。

このため、当該部分は、これを公にすると、本件災害発生に関係する事業場だけでなく他の事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号及

び2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法5条1号，2号イ及び6号イ該当性について

(ア) 通番19 (⑱ bに限る。) 及び通番20 (⑳ bに限る。)

当該部分は，是正勧告書（控）の「代表者職氏名」欄及び「受領年月日・受領者職氏名」欄に記載された特定事業場の代表者及び職員の職氏名及び印影並びに安全衛生指導書の宛先に記載された特定事業場の代表者の職氏名である。

当該部分は，法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また，当該部分は，個人識別部分であることから，法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条2号イ及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番19及び通番20（上記（ア）を除く。）

当該部分は，是正勧告書（控）の勧告年月日，宛先事業場の名称，「法条項等」，「違反事項」及び「是正期日」の各欄の記載並びに安全衛生指導書の宛先事業場の名称である。

当該部分は，これを公にすると，本件労働災害に関連した特定事業場の名称，是正勧告を受けた事実及びその具体的内容が明らかとなると認められる。

したがって，当該部分は，上記イ（ア）と同様の理由により，法5条2号イに該当し，同条1号及び6号イについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

オ 法5条1号及び2号ロ該当性について

(ア) 通番35

当該部分は，特定事業場職員の健康相談記録票である。当該部分には，（a）各職員の相談実施年月日，氏名，生年月日，性別，役職，職務内容，勤務先の名称，所在地，有害業務の有無，相談内容，産業医による助言・指導内容等並びに（b）健康相談担当医の所属，氏名，印影及び資格（産業医資格の有無等）が記載されている。

当該部分は，その全体が各職員及び医師についての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

法6条2項による部分開示について検討すると，当該部分のうち

上記（a）の職員の氏名，生年月日，性別及び役職並びに（b）は，個人識別部分であることから，部分開示の余地はない。その余の部分については，これを公にすると，関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ，当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条2号口について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（イ）通番36

当該部分は，特定事業場の職員に係る受診勧告書の標題を除く部分である。当該部分には，職員の氏名，特定事業場から当該職員に対する再検査の受診と結果報告の指示，指示年月日，当該職員の再検査結果等に関するメモ書きが記載されている。

当該部分は，その全体が法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

法6条2項による部分開示について検討すると，当該部分のうち職員の氏名は，個人識別部分であることから，部分開示の余地はない。その余の部分については，これを公にすると，関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ，当該個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから，部分開示できない。

したがって，当該部分は，法5条1号に該当し，同条2号口について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

（ウ）通番58

当該部分は，被災労働者の死亡届及び死体検案書の標題を除く部分である。当該部分には，（a）死亡した被災労働者の氏名，性別，生年月日，死亡年月日，死亡場所，住所，本籍，配偶者の有無，職業，死亡の原因，死因の種類・状況等及び（b）死体検案を行った医師の所属，住所，氏名，印影，検案年月日等が記載されている。

当該部分は，被災労働者及び医師それぞれについての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当し，同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

法6条2項による部分開示について検討すると，上記（a）のうち当該個人の氏名，性別，生年月日，死亡年月日，住所，本籍及び職業並びに上記（b）については，個人識別部分であることから，部分開示の余地はない。その余の部分については，これを公にする

と、関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ、遺族等個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番59

当該部分は、被災労働者の労働契約書の標題を除く部分である。当該部分には、被災労働者の氏名、住所、生年月日、印影、採用日、誓約内容及び誓約年月日並びに契約の相手方である特定事業場の名称等が記載されている。

当該部分は、全体として被災労働者についての法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。

法6条2項による部分開示について検討すると、当該部分のうち被災労働者の氏名、住所、生年月日及び印影については、個人識別部分であることから、部分開示できない。また、その余の部分については、これを公にすると、関係者等一定の範囲の者には当該個人を推認することができ、個人の権利利益を侵害するおそれがないとは認められないことから、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号口について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法5条1号及び6号イ該当性について

通番13は、災害調査復命書の「災害発生の原因、再発防止のため講ずべき対策等」の記載の一部である。当該部分は、監督署の調査結果に基づく本件労働災害の発生の原因、再発防止対策に関する詳細な記載であると認められる。

このため、当該部分は、これを公にすると、特定の監督署が行った調査手法・内容が明らかとなり、労働基準監督機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法5条2号イ該当性について

通番1ないし通番3、通番5ないし通番8、通番37ないし通番39及び通番41ないし通番44は、災害調査復命書の「労災関係」、「事業場名」、「所在地」、「安全衛生管理体制」、「発生前年月日」、

「所定労働時間」及び「労働者数」の各欄である。当該部分には、特定事業場の労災加入の有無、当該事業場の名称、所在地及び労働災害の発生日（月部分を除く。）、安全衛生管理体制、所定労働時間数及び労働者数が記載されている。

当該部分は、これを公にすると、本件労働災害との関連も含め、特定事業場の内部情報が明らかとなるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ク 法5条2号イ及びロ並びに6号柱書き該当性について

（ア）通番25，通番55及び通番56

当該部分は、本件労働災害の調査に協力するため特定事業場が提出した作業手順のマニュアル、現場の平面図、現場写真等の内部資料であり、当該事業場の内部情報が記載されていると認められる。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、同条2号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

（イ）通番54

当該部分は、特定事業場が提出した本件労災事故の発生現場の現場位置図である。

当該部分は、これを公にすると、発生現場の工事が特定されることにより、特定事業場だけでなく、当該工事の元請及び下請の事業者が明らかとなるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条2号ロ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ケ 法5条2号イ及び6号イ該当性について

通番22及び通番26，通番27，通番29ないし通番31，通番33及び通番34は、安全衛生指導書の「指導事項」欄並びに是正改善報告書「違反法条項」，「是正年月日」，「是正内容」，「改善年月日」及び「改善内容」の各欄の記載並びに同報告書の提出元である特定事業場の名称及び所在地である。

当該部分は、これを公にすると、特定事業場の名称、同事業場が安全衛生指導を受けた事実及びその具体的指導内容並びに改善内容が明らかとなるものと認められる。

したがって、当該部分は、上記イ（ア）と同様の理由により、法5条2号イに該当し、同条6号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

コ 法5条6号イ該当性について

通番14, 通番17, 通番18, 通番49, 通番52及び通番53は, 災害調査復命書の「災害発生の原因, 再発防止のため講ずべき対策等」等に記載された, 本件労働災害の発生の原因, 再発防止対策, 法違反の検討結果, 違反条文, 署長判決及び調査官の意見である。当該部分には, 監督署の調査手法・内容に係る内容が記載されていると認められる。

したがって, 当該部分は, 上記力と同様の理由により, 法5条6号イに該当し, 不開示とすることが妥当である。

### 3 付言

原処分「不開示とした部分とその理由」は, 一部を除いて, 法5条各号の条文を引き写して記載し, それに該当する部分を不開示としたとするとどまっている。理由の提示は, 処分庁の判断の恣意を抑制し, 処分の理由を相手方に知らせて審査請求に便宜を与えるためのものである。原処分の理由の提示は, 行政手続法8条1項の趣旨に照らし, 適切さを欠くものであり, 処分庁においては, 今後, 適切な対応が望まれる。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから, 本件対象文書につき, その一部を法5条1号, 2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については, 審査請求人が開示すべきとし, 諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち, 別表の3欄に掲げる部分を除く部分は, 同条1号, 2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので, 同条2号ロについて判断するまでもなく, 不開示としたことは妥当であるが, 同欄に掲げる部分は, 同条1号, 2号イ及びロ並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず, 開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子



別表 不開示情報該当性

1 文書 番号, 文 書名及び 頁		2 審査請求人が開示すべき とし, 諮問庁がなお不開示を 維持するとしている部分			3 2 欄のうち開示すべき部分
		該当箇所	法 5 条各 号該当性	通番	
文書 1	1	① 労災関係	2号イ	1	—
		② 事業場名	2号イ	2	—
		③ 所在地	2号イ	3	—
		④ 代表者職氏 名	1号	4	—
		⑤ 安全衛生管 理体制	2号イ	5	—
		⑥ 所定労働時 間	2号イ	6	—
		⑦ 労働者数	2号イ	7	—
		⑧ 発生年月日 時 (月部分を除 く。)	2号イ	8	—
		⑨ 被災状況	1号	9	—
		⑩ 発生状況, 原因等の概況 (3行目7文字 目及び8文字目 を除く。)	1号	10	4行目
		⑪ 面接者職氏 名	1号	11	—
	2~ 6	⑫ 災害発生状 況の詳細	1号, 2 号イ, 6 号柱書き	12	2頁2行目ないし3行目15文字 目, 19文字目ないし5行目5文字 目, 6行目18文字目ないし7行目 6文字目, 11文字目ないし19文 字目, 30文字目ないし8行目, 1 9行目ないし20行目7文字目, 1 1文字目ないし21行目6文字目, 13文字目ないし最終文字, 3頁1 行目, 18行目11文字目ないし1 4文字目, 18文字目ないし最終文 字, 20行目9文字目ないし11文 字目, 26文字目ないし21行目1 4文字目, 17文字目ないし22行 目, 4頁1行目, 2行目2文字目な いし12文字目, 3行目8文字目な いし11文字目, 5行目6文字目1 1文字目, 6行目5文字目ないし1

				5文字目, 23文字目ないし7行目 8文字目, 9行目2文字目ないし5 文字目, 16文字目ないし10行 目, 12行目2文字目ないし5文字 目, 12文字目ないし23文字目, 13行目13文字目ないし22文字 目, 15行目20文字目ないし27 文字目, 16行目18文字目ないし 27文字目, 17行目12文字目な いし最終文字, 5頁1行目, 7行目 10文字目ないし12行目
7, 8	⑬ 災害発生の 原因(7頁最終 行9文字目ない し12文字目及 び16文字目な いし24文字目 並びに8頁2行 目26文字目な いし31文字目 を除く。)	1号, 6 号イ	13	7頁2行目, 3行目4文字目ないし 7文字目, 11文字目ないし32文 字目, 4行目9文字目ないし18文 字目, 5行目最終文字ないし6行目 12文字目, 13行目31文字目な いし14行目9文字目, 17行目5 文字目ないし35文字目, 18行目 15文字目ないし20文字目, 22 行目5文字目ないし9文字目, 23 行目21文字目, 22文字目, 25 文字目ないし24行目16文字目, 30文字目ないし最終文字, 27行 目2文字目ないし最終文字, 8頁2 行目2文字目ないし最終文字, 9行 目, 10行目28文字目ないし11 行目6文字目, 13行目4文字目な いし最終文字
9	⑭ 違反条項	6号イ	14	2行目ないし4行目
	⑮ 措置	6号イ	15	全て
	⑯ 署長判決お よび意見	6号イ	16	全て
	⑰ 調査官の意 見	6号イ	17	2行目2文字目ないし3行目
1 0, 11	⑱ 災害発生の 原因	6号イ	18	10頁2行目ないし3行目25文字 目, 4行目6文字目ないし7行目, 10行目ないし17行目, 20行 目, 23行目, 25行目ないし27 行目17文字目, 11頁2行目32 文字目ないし3行目, 5行目13文 字目ないし6行目, 9行目, 11行 目ないし13行目26文字目, 16 行目1文字目ないし37文字目, 1 8行目13文字目ないし最終文字

添付資料	1 2	⑱ 是正勧告書 a 下記 b 及び c を除く部分 b 「代表者職氏名」欄, 「受領年月日・受領者職氏名」欄の職氏名及び印影 c 右肩年月日, 「事業の名称」, 「法条項等」, 「違反事項」及び「是正期日」の各欄の記載部分, 「受領年月日・受領者職氏名」欄年月日部分	1号, 2号イ, 6号イ	1 9	全て (2 欄の ⑱ b 及び ⑱ c を除く。)
	1 3, 1 4	⑳ 宛先 a 事業場名 b 代表者職氏名	1号, 2号イ, 6号イ	2 0	—
		㉑ 項目	2号イ, 6号イ	2 1	全て
		㉒ 指導事項	2号イ, 6号イ	2 2	1 3 頁 1 行目 6 文字目, 7 文字目, 1 0 文字目ないし 1 8 文字目, 2 3 文字目ないし 3 行目, 8 行目 2 文字目ないし 1 9 文字目, 1 1 行目 2 文字目ないし最終文字
		㉓ 受領者職氏名	1号	2 3	—
		㉔ 印影	1号	2 4	—
	1 5 ~ 3 5	㉕ 補足資料	2号イ及びロ, 6号柱書き	2 5	—
文書 2	添付資料	① 事業場名	2号イ, 6号イ	2 6	—
		② 所在地	2号イ, 6号イ	2 7	—
		③ 代表者職氏名	1号	2 8	—
		④ 違反法条項	2号イ, 6号イ	2 9	—
		⑤ 是生年月日	2号イ,	3 0	—

			6号イ		
		⑥ 是正内容	2号イ, 6号イ	3 1	—
	2	⑦ 安全衛生指導書指導票指導番号	2号イ, 6号イ	3 2	全て
		⑧ 改善年月日	2号イ, 6号イ	3 3	—
		⑨ 改善内容	2号イ, 6号イ	3 4	2行目2文字目ないし最終文字, 3行目14文字目ないし最終文字, 4行目11文字目ないし最終文字, 5行目9文字目ないし最終文字
	3～ 2 2	⑩ 健康相談記録票	1号, 2号口	3 5	各頁「健康相談記録票」の標題部分
	2 3 ～ 2 5	⑪ 受診勧告書	1号, 2号口	3 6	各頁「受診勧告書」の標題部分
文書 3	添付資料	① 労災関係	2号イ	3 7	—
		② 事業場名	2号イ	3 8	—
		③ 所在地	2号イ	3 9	—
		④ 代表者職氏名	1号	4 0	—
		⑤ 安全衛生管理体制	2号イ	4 1	—
		⑥ 所定労働時間	2号イ	4 2	—
		⑦ 労働者数	2号イ	4 3	—
		⑧ 発生年月日時（月部分を除く。）	2号イ	4 4	—
		⑨ 被災状況	1号	4 5	—
		⑩ 発生状況, 原因等の概況（5行目18文字目及び19文字目を除く。）	1号	4 6	—
		⑪ 面接者職氏名	1号	4 7	—
	2～ 1 1	⑫ 災害発生状況の詳細	1号, 2号イ, 6号柱書き	4 8	2頁4行目9文字目, 10文字目, 6行目22文字目ないし7行目7文字目, 24文字目ないし34文字目, 40文字目ないし8行目6文字目, 11行目10文字目ないし12行目19文字目, 13行目15文字

					<p>目ないし18文字目, 30文字目ないし41文字目, 14行目5文字目ないし18文字目, 25行目9文字目, 10文字目, 26行目30文字目, 31文字目, 27行目1文字目ないし9文字目, 3頁6行目9文字目, 10文字目, 11行目2文字目ないし11文字目, 12行目5文字目ないし17文字目, 32文字目ないし13行目3文字目, 19文字目ないし最終文字, 14行目2文字目ないし9文字目, 18行目9文字目, 10文字目, 21行目39文字目ないし22行目1文字目, 31文字目ないし34文字目, 23行目3文字目ないし31文字目, 25行目9文字目ないし12文字目, 23文字目ないし41文字目, 6頁19行目13文字目ないし16文字目, 20行目32文字目ないし37文字目, 21行目12文字目ないし最終文字, 23行目9文字目13文字目, 31文字目ないし最終文字, 7頁12行目14文字目ないし17文字目, 31文字目ないし42文字目, 13行目13文字目ないし15文字目, 23文字目ないし32文字目, 14行目21文字目ないし最終文字, 17行目1文字目ないし25文字目, 19行目10文字目ないし13文字目, 22文字目ないし30文字目, 42文字目ないし20行目11文字目, 27文字目ないし36文字目, 21行目15文字目ないし最終文字, 23行目27文字目ないし38文字目, 25行目13文字目ないし37文字目, 8頁3行目1文字目ないし8文字目, 37文字目, 38文字目, 4行目6文字目ないし最終文字, 9行目2文字目ないし5文字目, 10文字目ないし24文字目, 11行目2文字目ないし12文字目, 12行目21文字目ないし最終文字, 9頁6行目ないし14行</p>
--	--	--	--	--	--

					目, 17行目ないし10頁2行目, 4行目ないし18行目	
		12 ~1 3	⑬ 災害発生の 原因	6号イ	49	12頁15行目ないし17行目5文字目, 31文字目ないし18行目2文字目, 19行目ないし13頁8行目
		14	⑭ 違反条項	6号イ	50	全て
			⑮ 措置	6号イ	51	全て
			⑯ 署長判決および意見	6号イ	52	2行目1文字目ないし9文字目
			⑰ 調査官の意見	6号イ	53	4行目ないし6行目
文書4	添付資料	1	① 現場位置図	2号イ及び びロ, 6号柱書き	54	表頭及び図面右角の記載
		2	② 事故状況平面図	2号イ及び びロ, 6号柱書き	55	表頭及び図面右角の記載
		3, 4	③ 事故現場写真	2号イ及び びロ, 6号柱書き	56	表頭及び写真右角の記載
文書5	添付資料	1	① 資料一覧	1号, 2号イ及び ロ	57	1行目ないし3行目, 5行目2文字目ないし6文字目
		2	② 死体検案書	1号, 2号ロ	58	「死体検案書」の標題部分
		3	③ 労働契約書	1号, 2号ロ	59	「労働契約書」の標題部分
		4~ 7	④ 作業員名簿 a bを除く部分 b 事業者名, 法人の印影	1号, 2号イ及び ロ	60	「作業員名簿」の標題部分